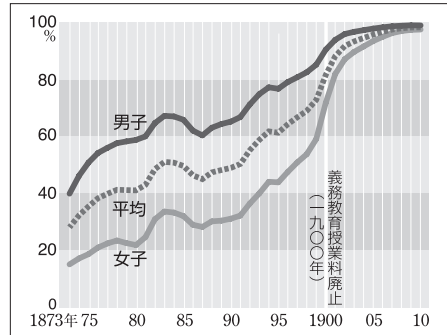


学事奨励に関する太政官布告／義務教育における就学率の向上

解説 湯川 文彦



学事奨励に関する太政官布告

被仰出書

人々自ら其身ヲ立テ、其産ヲ治メ、其業ヲ昌ニシテ、以テ其生ヲ遂ル所以ノモノハ、他ナシ、身ヲ修メ智ヲ開キ才芸ヲ長ズルニヨルナリ。而テ其身ヲ修メ智ヲ開キ才芸ヲ長ズルハ学ニアラザレバ能ハズ。是レ学校ノ設アル所以ニシテ、……人能ク其才ノアル所ニ応ジ勉勵シテ之ニ従事シ、而シテ後初テ生ヲ治メ産ヲ興シ業ヲ昌ニスルヲ得ベシ。サレバ学問ハ身ヲ立ルノ財本共云ベキ者ニシテ、人タルモノ誰カ学バズシテ可ナランヤ。……自今以後、一般ノ人民華士族卒農工必ス邑ニ不学ノ戸ナク、家ニ不学ノ人ナカラシメン事ヲ期ス。人ノ父兄タル者宜シク此意ヲ体認シ、其愛育ノ情ヲ厚クシ、其子弟ヲシテ必ス学ニ従事セシメザルベカラザルモノナリ。高上ノ学ニ至テハ、其人ノ幼童ノ子弟ハ男女ノ別ナク小学ニ従事セシメザルモノハ、其父兄ノ感度タルベキ事。

〔法令全書〕

全 国の子どもたちが学校に通う。現在では見慣れたその風景も、明治初期には新鮮なものだった。1886(明治19)年に地方視察におもむいた法制官僚・井上毅は、行く先々で校舎から響く子どもたちの声に「明治維新」の成果を感じ取っていた。

ここで扱うのは1872年の「学事奨励に関する太政官布告——被仰出書」(『詳説日本史 改訂版』〈日B309〉p.270史料)と「義務教育における就学率の向上」(同書p.310グラフ)である。前者は「学制布告書」とも呼ばれており、以下この表記を用いる。ともに学校教育の普及・定着を語るうえで重要な資料だが、これらの背景にある政策動向や実態とともに理解する必要がある。当たり前ではなかった「就学」を当たり前にしていく意図と課題を追う。

学制布告書の意図

学制起草は文部省の官員たちが担当し、太政官(政府)の承認を得た。なぜ彼らは学制を起草したのだろうか。王政復古の大本令にともない発足した新政府では、2つの課題を抱えていた。1つは

政府の諸事業を支える人材の養成、もう1つは幕末の経済変動や動乱によって生活苦におちいった多くの人々への対応である。この課題に「教育」「学校」という方法でこたえるべく、1871年に新設されたのが文部省である。人材養成を担当していた「大学」から多くの官員が文部省へ集められる一方、初代文部卿には東京府知事・民部大輔として民政(人々の生活にかかわる行政の総称)を担当してきた大木喬任が就任した。

学制章程(学区・学校などの諸規程)は文部省の学制取調掛たちが起草し、フランスの学制などをもとに全国一般に学校を整備する計画を立てた。一方、学制布告書の草案は大木の手になる。大木が強く意識していたのは、それまで「学問」と関わりなく生きてきた多くの人々の存在である。急に学問をせよといわれたところで、はたしてどれほどの人が学問を必要だと思うだろうか。それも従来の学問にとどまらず、西洋諸国由来の新知見をも含む新たな「学問」を。大木は、新たな学問が日本の多くの人々に自然には受け入れられないと見越していた。一方で、国が豊かになり、安定する

ためには、人々の学問への参入が不可欠であるとも考えていた。人々がみずから学問につき、みずから考えて生業につとめれば、生活苦を脱し、豊かに暮らすことができる——「学問ハ身ヲ立ルノ財本」としたのはその見通しゆえである。だからこそ、大木は一部の者に対してではなく「一般ノ人民」を対象に学問の意義を説いた。あえて「一般ノ人民」の下に「華士族卒農工商及婦女子」の割注を付したのは、従来学問にかかわってきた「華士族」のみならず卒族や農工商の職・身分にあった者、女子も対象であることを明示するためだった。学制布告書は、従来学問から縁遠かった人々にも、学ぶことの意義を説こうとするものだった。

とはいえ、学制布告書によって、人々がすぐに学校・教育を受け入れたわけではない。1873年、北条県(現在の岡山県北東部)では戸長宅などと並んで小学校も地元民の襲撃対象となり、名東県(現在の徳島県)では小学校30数カ所が焼討ちにあった。1874年、千葉県では学事を誹謗する声高く、小学校の開業を先延ばししたり、開校したはずの小学校が休業していたりする事例が報告された。小学校資金は全国各地で欠乏し、多くの小学校が生徒卒業まで存続することさえ容易ではなかった。女子に対しては、従来の社会慣行のまま家事仕事や子守が求められ、就学率の低迷が続いた。学制頒布以来、各地の地方官や学事担当者、教員たちは学校・教育の社会的認知の向上という課題に向きあってきた。具体的には、学校・教育の意義を説いて回り、会議を開いて意見交換をはかり、女兒就学・学資金捻出などの術を見出した。就学率の向上には、そうした地道な活動と人々の協力が関わっている。

就学率の上昇を支えたもの

1881年以降の就学率の向上は、先述の各教育関係者たちの努力に加えて、教育政策の影響も認められる。1880年12月の教育令改正により、その第

14条に「学齡児童を就学せしむるは父母後見人等の責任たるべし」と明記された。文部省は「干渉主義」を掲げ、1881年1月には「就学督責規則起草心得」を通達して、各府県における就学督責(父母・後見人などに対し子どもの就学を厳しく督促する業務)の規則づくりをうながした。

もっとも、経済的困窮状態では就学もままならない。1884年以降、地域経済の危機的状況が現出すると、就学率もまた下降線をたどった。文部省ではこれに対応するため、コストをおさえた教育普及策の必要性を認め、学校設備を問わない小学教場の容認や、小学簡易科の奨励などの措置をとった。そして1900年の小学校令改正により、義務教育を明記するとともに、授業料を無償化した。以後1900年代を通じて義務教育制度は整えられた。

「義務教育」については、いつの段階で成立したということが難しい。1つの画期とされる1886年の小学校令では「父母後見人等ハ其学齡児童ヲシテ普通教育ヲ得セシムルノ義務アルモノトス」と、法制上はじめて小学校教育に「義務」の語が用いられた。ただ、経済的事情により就学困難な子どもが相当数いたため、当時の文部大臣・森有礼もただちに全学齡児童に就学を強制するわけではないと断っている。小学校教育の義務性に限定して言えば、学制第21章にすでに「小学校ハ教育ノ初級ニシテ、人民一般必ず学バズンバアルベカラザルモノトス」とあり、以後その方針に変化はない。また、義務教育の制度化に関して、1875年、文部省の実質的指導者であった田中不二麿(文部大輔)は欧米のように子どもたちを強制的に就学させる「強促就学」(compulsory school attendance)の法制を採用するには、人々が教育を重要なものだと認知することが前提になると指摘した。義務教育の制度化は、学校・教育に対する社会的認知、子どもたちが通える環境の整備とともに徐々に進められるものだったといえる。

(ゆかわ・ふみひこ／お茶の水女子大学文教育学部准教授)